

第3章 計画の基本的な考え方

1 取組の基本原則

第4次秋田市地域福祉計画における取組の基本原則を以下のとおりとしました。

- (1) 地域の絆づくり
- (2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映
- (3) 公・共・私の役割分担
- (4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

(1) 地域の絆づくり

「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」では、家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支え合う元気なまち」を目指して、家族や地域を支える絆づくりを政策に掲げています。

したがって、地域福祉計画における取組を推進するにあたっては、市民一人ひとりがお互いを大切にし、支え合い、助け合いのもとで地域で自立した生活ができるよう、地域の絆づくりを基本原則とします。

（新・県都『あきた』成長プランより抜粋）

家族と地域

【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【取組の方向】

人と人との強い絆の心をはぐくみ、家族から地域へ、さらには次の世代へ伝え広げていくよう、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

(2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映――――――――――

本市の市政全体の基本的な考え方である「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」には、5つの成長戦略の1つとして「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」を設定しており、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の取組を推進しています。これは、高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題に正面から向き合い、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりを目指すものです。

この考え方に基づいて策定した第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画における基本理念「心豊かで活力ある健康長寿社会」は、人口減少・少子高齢化が進行する本市において、市政全体において必要不可欠な視点と位置づけており、地域福祉計画の取組を推進するにあたっては、エイジフレンドリーシティの考え方を基本原則とします。

（第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画～概要版～より抜粋）

基本理念

市民一人ひとりが豊かにいきいきと暮らすことができ、高齢者が社会の支え手として活躍できる社会の実現に向け、本市の目指すべき姿として、以下のとおり基本理念を設定します。

心豊かで活力ある健康長寿社会

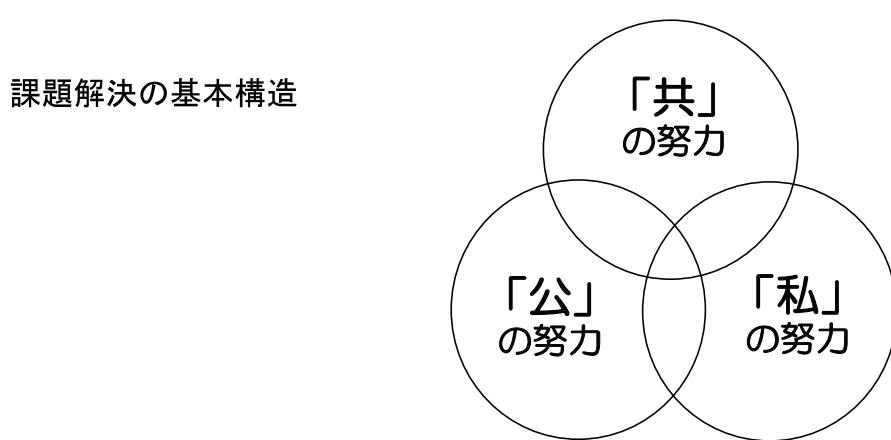
この理念のもと、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を推進します。

(3) 公・共・私の役割分担――――――

ア 公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担

多様化・複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1次から第3次計画においては、課題解決の基本構造として、「公・共・私の社会的努力」が必要であるとしてきました。これを引き継ぎ、次のとおり、それぞれの役割を分担し、取り組んでいくことを基本原則とします。



「公の努力」 (行政の役割)	福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進 地域福祉の担い手や関係機関の連携の促進 多様化・複雑化する福祉課題への対応
「共の努力」 (地域等の役割)	地域社会における相互扶助 地域福祉の担い手や関係機関の連携 ボランティア・N P Oなどの市民活動 市場（民間）における商品やサービスの提供
「私の努力」 (市民の役割)	個人の自立と家族での支え合い 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参加・参画

イ 担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条にあるとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

秋田市社会福祉協議会	「地域福祉活動計画」に基づき地域福祉活動の中心的な推進役を担うことが期待されます。
地区社会福祉協議会	秋田市社会福祉協議会との連携のもと、地区における地域福祉活動の中核を担うことが期待されます。
民生委員・児童委員 (民生児童委員協議会)	支援を要する人の発見、援助、関係機関との橋渡しに努め、また、地域福祉の促進者として、行政や社会福祉協議会、地縁団体、関係機関等と連携した活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	福祉サービスの充実や利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の福祉資源として地域社会との積極的な関わりが期待されます。また、社会福祉法人には、地域における公益的な取組を実施することが社会福祉法により努力義務とされています。
市民活動団体	ボランティア団体・NPO法人は、地域福祉活動の実践を通して市民の福祉を向上させることが期待されます。 地区ごとに組織された各種団体は、地域社会の一員として地域ぐるみの地域福祉活動への参加・参画が期待されます。
地縁団体 (町内会・自治会等)	地域社会の基礎的な共同体として住民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
行政(市)	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組の基本的方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。また、計画の実現に向けた調整、管理を担います。

(4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方――――――

地域社会の実情を踏まえ、重層的な捉え方をすることとし、公的な福祉サービスは全市あるいは地域レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに地区レベルでの取組を推進することとします。

地 域 (5または7地域)	市のまちづくりは原則として中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域が単位となります が、秋田市高齢者プランでは、河辺および雄和地域をそれぞれ東部、南部地域に含めた5地域を日常生活圏域として設定しています。
地 区 (おおむね38地区)	いわゆる昭和の大合併以前の旧町村又は小学校区を単位として、振興会（各種団体の連合組織）や町内会連合会、福祉分野では、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などの各種団体が形成されている圏域です。各団体の区域は必ずしも一致していませんが、住民の地域活動の単位として最も重要な単位です。
近 隣 (約1,000 町内会・自治会)	地区における活動の基礎単位である町内会・自治会を想定しています。民生委員・児童委員の活動単位でもあります。町内会の標準的な規模は100世帯前後ですが、活動の実情には大きな差異が認められることから、それぞれの特性に応じた活動が必要です。

2 基本理念

みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

第4次秋田市地域福祉計画の目的は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら、自立した生活を安心して営めるようにすることです。この目的のために各施策を推進していくにあたっての基本的な考え方を表すものとして、基本理念を設定しました。

本市の福祉部門の基本計画となる地域福祉計画の基本理念は、市政全体の基本的な考え方である「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」に掲げた基本理念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」と表裏一体のものとなります。

また、前章で述べたように、人口減少・少子高齢化、地域住民同士の関係の希薄化、福祉ニーズの多様化・複雑化が進行するなか、本計画の目的を果たすためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、誰もが自分の能力を活かして参画し、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら取組を推進していくことが重要です。このことは、第3次計画の策定時から現在に至っても基本的に変わりはありません。

そこで、「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を第3次計画から引き継ぎ、第4次計画においても基本理念とするものです。

3 基本目標

基本理念のもと、本計画を推進していくにあたり、前章で整理した「地域福祉を推進するためには必要な取組」を踏まえながら、以下のとおり4つの基本目標を設定しました。

基本目標1

地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

基本目標2

支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

基本目標3

利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

基本目標4

安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることをを目指します。

4 施策の体系

(1) 基本目標1 「地域福祉を担う人づくり」を達成するための施策――――――

基本目標1では、市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

基本目標1を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

基本目標1 = 「地域福祉を担う人づくり」

施策1 「福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

施策2 「担い手の育成・支援」

高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てる。

(2) 基本目標2 「支え合いの地域づくり」を達成するための施策――――――

基本目標2では、地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

基本目標2を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

基本目標2 = 「支え合いの地域づくり」

施策3 「地域活動の推進」

生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

施策4 「担い手の連携による取組の推進」

行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティアやNPOなどの多様な主体が連携した取組を推進する。

(3) 基本目標3 「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」を達成するための施策――――――

基本目標3では、地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

基本目標3を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

基本目標3 = 「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」

施策5 「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

施策6 「相談体制の充実と情報の提供」

市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるよう、相談体制の充実を図るとともに、サービスに関する情報を提供する。

(4) 基本目標4 「安心して暮らせる福祉の環境づくり」を達成するための施策――

基本目標4では、日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

基本目標4を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の1つを設定しました。

基本目標4 = 「安心して暮らせる福祉の環境づくり」

施策7 「地域生活における安全安心の確保」

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進する。

(5) 重点事業

4つの基本目標と7つの施策のほかに、各基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

重点事業1　包括的支援体制の整備

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題などに対応する包括的な支援体制の整備を目指します。

地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者への支援、再犯防止のための更正支援などの取組を有機的に結びつけ、社会的な孤立の予防も視野に入れた取組とします。

重点事業2　災害に備えた支え合いの地域づくり

災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築等を目指します。

災害に関する取組のなかでも、災害時要援護者について、たとえ自力での避難が困難でも地域などの支援で無事に避難できるよう、地域における避難支援体制づくりを推進します。また、福祉避難所など避難生活の支援策の充実を図ります。

(6) 施策体系のまとめ

